

総合火災共済



事故原因

<p>1 火災</p>	<p>2 落雷</p> <p>落雷による衝撃によって建物、ガラス、テレビなどに損害が生じたとき</p>	<p>3 破裂または爆発</p> <p>ボイラの破裂やプロパンの爆発などによって損害が生じたとき</p>	<p>4 風災・雪災</p> <p>台風・せん風・暴風などの風災、ひょう災または豪雪、なだれなどの雪災により建物、家財等に20万円以上の損害が生じたとき ただし、付属物は対象外とします</p>	<p>5 物体の落下・衝突</p> <p>航空機の墜落や付属品の落下、車両の飛び込みなどで損害が生じたとき</p>	<p>6 騒ぎよう・労働争議</p> <p>デモやストライキなどによって建物や家財に損害が生じたとき</p>	<p>7 水ぬれ</p> <p>給排水設備の事故または他の戸室の事故により水ぬれの損害が生じたとき</p>	<p>8 盗難 <small>(盗品はお支払いの対象になりません。)</small></p> <p>家財、設備・什器等をご契約の場合</p> <table border="1"> <tr> <th>共済の対象</th> <th>現金</th> <th>お支払限度額</th> <th>預貯金証書</th> </tr> <tr> <td>家財</td> <td>20万円 (生活用)</td> <td>200万円 (生活用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備・什器等 (業務用)</td> <td>30万円</td> <td>300万円 (業務用)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 共済金額のいずれか低い額 ※貴金属、美術品等の明記物件は1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度としてお支払いします。 建物をご契約の場合 盗難の際の建物の汚損またはき損</p>	共済の対象	現金	お支払限度額	預貯金証書	家財	20万円 (生活用)	200万円 (生活用)		設備・什器等 (業務用)	30万円	300万円 (業務用)		<p>9 水災</p> <p>台風、こう水、豪雨、高潮などの水災により損害が生じたとき</p> <p>イ. 建物または家財にそれぞれ30%以上の損害が生じたとき ロ. 床上浸水または地盤面より45cmをこえる浸水により、建物または家財、設備・什器、商品・製品などに損害が生じたとき</p> <p>(ただし、1回の事故につき1敷地内ごとに100万円または損害の額いずれか低い額を限度とします。)</p>
共済の対象	現金	お支払限度額	預貯金証書																	
家財	20万円 (生活用)	200万円 (生活用)																		
設備・什器等 (業務用)	30万円	300万円 (業務用)																		

費用共済金

共済金をお支払いする場合とお支払いの方法

損害額 × $\frac{\text{共済金額(ご契約金額)}}{\text{時価額(共済価額)}} \times 80\% = \text{お支払共済金}$
(損害額がお支払いの限度となります。)

損害額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{時価額(共済価額)}} - 20\text{万円}$
または、共済金額 × 1% (5万円)

損害額 × $\frac{\text{共済金額(ご契約金額)}}{\text{時価額(共済価額)}} \times 80\% = \text{お支払共済金}$
(損害額がお支払いの限度となります。)

共済金額の自動還元 1~8の事故による共済金のお支払時価額(共済価額)の80%以下の場合共済金額は減額されません。

イ. 損害額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{時価額(共済価額)}} \times 70\%$
 ロ. 共済金額 × 5%

<p>10 臨時費用</p>	<p>事故の場合、共済金のほかにその30%を臨時の費用としてお支払いします。 (ただし、1回の事故につき1敷地内ごとに住宅物件は100万円、非住宅物件は500万円が限度です。)</p>
<p>11 残存物取片づけ費用</p>	<p>事故の場合、共済金の10%の範囲内で残存物の取片づけに要した実費をお支払いします</p>
<p>12 失火見舞費</p>	<p>事故で他人の所有物に損害を与えたとき (1および3の事故のみ) 20万円 × 被災世帯数 (ただし、1回の事故につき共済金額の20%が限度です。)</p>
<p>13 損害防費用</p>	<p>事故で、損害の防止、軽減のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。 (例) 消火薬剤の再取得費など</p>
<p>14 修理付帯費用</p>	<p>事故で、損害の原因調査費用や仮修理費用、仮設物費用などの実費をお支払いします。ただし、非住宅物件に限ります。 (1敷地内ごとに共済金額 × 30%または1,000万円のいずれか低い額が限度です。)</p>
<p>15 傷害費用</p>	<p>事故によって共済金がお支払される場合に、被共済者または親族、使用人に次の被害があったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●死亡・所定の後遺障害 (事故の日から180日以内) 共済金額の30% ●重傷 (14日以上入院または30日以上医師の治療) 共済金額の2% <p>(住宅物件の場合1回の事故につき1名ごとに1,000万円が限度です。非住宅物件の場合1回の事故につき1名ごとに1,000万円、1敷地内ごとに5,000万円が限度です。)</p>
<p>16 地震火災費用</p>	<p>地震、噴火などにより火災が発生し、次の損害が生じたとき</p> <p>イ. 建物が半壊以上とき ロ. 家財が全焼または家財を収容する建物が半壊以上とき</p> <p>ハ. 設備・什器等を収容する建物が半壊以上とき</p> <p>共済金額 × 5% (ただし、1敷地内ごとに300万円が限度です。)</p>

※普通火災共済をご契約の方は、上記5~9の補償が対象外となります。

ご契約の際は次の点にご注意ください

総合火災共済の対象は

○住宅、店舗、事務所、作業所および併用住宅などの「建物」ならびにこれらの建物に収用される家財、設備・什器、商品、製品などの「動産」です。ただし1個（組）30万円を超える貴金属、宝石、美術品等は、申込書に明記されない場合、共済の対象に含まれません。

*建物のみのご契約では、動産の損害は補償されません。建物とは別に動産のご契約金額をお決めになりご契約ください。

- ①建物が共済の対象である場合、被共済者の所有する畳、建具その他これらに類する物および電気、ガス、暖房・冷房設備等は特段の取り決めがない限り共済の対象に含まれます。
- ②家財が共済の対象である場合、上記①に掲げるものは共済の対象に含まれません。ただし、建物と家財の所有者が異なり、家財が共済の対象である場合、上記①に掲げる物で被共済者の所有する生活用の物は特段の取り決めがない限り共済の対象に含まれます。
- ③非住宅物件の設備・什器等が共済の対象である場合、上記①に掲げるものは共済の対象に含まれません。ただし、建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、設備・什器等が共済の対象であるとき、上記①に掲げる物で被共済者の所有する業務用のものは、特段の取り決めがない限り共済の対象に含まれます。

ご契約金額の決め方は

①ご契約金額は、建物・動産ともに時価額（再調達価額から経過年数に応じた減価を控除した額）に過不足なくお決めください。

②建物、家財、設備、什器、商品などの共済金額は、時価額いっぱいにお決めください。時価額より少ない金額でご契約金額をお決めになりますと、損害額の全額がお支払いできない場合があります。

③他の共済契約（保険契約を含みます。）がある場合には必ずお申し出ください。ご契約にあたっては、他の共済契約（保険契約を含みます。）とあわせて時価額に過不足なくご契約金額をお決めください。

*他の共済契約とは、この共済契約における共済の対象と同一の敷地内に所在する被共済者所有の建物、家財、什器、備品、商品について締結された損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。

共済の対象に含まれないもの

次の物は共済の対象に含まれません。

- 自動車（自動三輪車、自動二輪車を含み、原動機付き自転車（総排気量125cc以下のもの）を除きます。）
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、その他これらに類するもの（ただし、現金、預貯金証書については、盗難による損害共済金をお支払いする場合があります。）

共済金をお支払いできない主な場合

- 共済契約者、被共済者（共済の補償を受けられる方）、共済金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 共済契約者、被共済者が所有、運転する車輛またはその積載物の衝突、接触
- 火災などの事故の際の紛失、盗難
- 戦争、革命、内乱、暴動など
- 地震、噴火またはこれらによる津波（地震火災費用共済金については、共済金をお支払いします。）
- 核燃料物質などによる事故など

万一事故が発生した場合は

万一事故が発生した場合は、すみやかに代理所または当組合にご通知ください。

ご注意

- 共済契約者には、共済契約の締結に際し、組合が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答頂く義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させて頂くことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
- 共済契約者には、共済契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項（以下「通知事項」といいます。）に変更が生じた場合に遅滞なくご通知頂く義務（通知義務）があります。ご通知がないとご契約を解除させて頂くことがあります。また、その場合は、既に発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では、申込書等に☆印が付されている事項が通知項目となります。

山口県火災共済協同組合

〒753-0074 山口市中央4-5-16 山口県商工会館3F
TEL 083-925-6370 FAX 083-925-6372

取扱代理所

- *当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引き受けいたします。
- *共済契約の締結に際しては、ご提供頂く氏名・住所・電話番号などの個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を厳守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- *このパンフレットは総合火災共済の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「約款」「重要事項説明書」をご覧ください。
- *不明な点につきましては、代理所または当組合にお問い合わせください。